

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-14)

2. 日時

令和3年11月25日(木) 16時00分～17時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、

鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所担当部長 他10名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第5次設工認(3回目補正) コメント対応整理表
(R3/11/25) H-21078

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	では定刻になりましたので本当面談のほう始めさせていただきます。
0:00:08	本日の面談は例は3年11月10、11月8日に申請補正の申請がありました。原子燃料工業株式会社熊取事業所の外後施工につきまして、
0:00:20	面談資料等もとに事実確認を行うものでございます。それでは規制庁のほうから確認の方をお願いいたします。
0:00:30	規制庁ノムラです。私から皿というようにも
0:00:35	お聞きします。まずですねいちいち8-19のさらっというです。
0:00:41	RIS2652 ページの安全機能のですね、一覧の有価のS版の3と4がこれ逆じゃないかっていう話。
0:00:51	なんです、ですね。
0:00:54	御社の回答は、
0:00:59	どこだ、2016 ページの釣り券 1133 と整合してますよって話なんですけど。
0:01:08	ちょっとぐちゃぐちゃになってるんですけどね。
0:01:11	ちょっと前の 2014 ページのずり健一 131
0:01:17	等は整合してないんじゃないかなというふうに思ってます、この表等をこの二つのずっとちょっとどれどれが整合してますかみたいな話になってるんですが、私の理解間違ってますかね。
0:01:33	ちょっとこれさっき回答をお願いします。
0:01:37	原子力工業ワラタニでございます。
0:01:43	2015 ページのですね、随契の 1-13 の(1)に関しまして、こちらはFLからですね少し上がったところでの切断させ画面図といいますか平面図ということで、
0:01:58	確かに外壁の外周部のところにしか線が入ってございませんで、ノムラさんの御指摘としては少し外に張り出して消化性の水素の上限も着色があるべきではないかというコメント。
0:02:12	解釈してございます。はいかがいいですかノムラですですね私言いたいのは 2014 ページの 1 階平面図のクーリングた置き場のポンプ等部分も、これ火災区域か、
0:02:28	書くくなるんじゃないですかってことなんですけど、どうでしょうか。
0:02:32	はい。
0:02:34	原子力ワラタニでございます申し上げており床のところですねその次の 2016 ページに関しましてはオノ消火栓水層の上に火災区画の線が引いてございます。
0:02:49	今ですね平面図上は鉛直に走っている部材特に壁ですね、壁に注目して線を引くというようにしてございまして、床にペーパーと色の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:03	という説明に関しましてはですね、例えば竜巻入野を農協改版で防護協会のようにですね1階2階平面図なんかで、外周部に壁に線を引いていると当然屋根に対しても飛来物から防護要りますねやね。
0:03:20	着色したいというときはですね、断面増厚して屋根のところではなくてそのまま続きで平面図として屋根面にベターといろいろ載ってる図もございませけれども、こちらに関しましては断面図のほうで、そこは表現できているということで、
0:03:40	平面図のほうのクーリングタワーのところにはいろんなてないという整理になってございませけれども、
0:03:47	もしものすごく見にくいということでございましたら着色しようかと思っておるところでございませ。
0:03:54	規制庁のみならず、下階濡れっていうわけじゃなくて、線をポンプ等と発電機との境目
0:04:03	ぐらいに引っ張っておけばいいのかなと思うんですけど。
0:04:07	どう、どうですかねこれ塗ってないと、この屋外や全く火災区域境界に見えないっていう、そういうことなのでちょっと御社一体言いたいこともわかるんですけど何かうまい方法ないんですけど、このままだと誤解しますね。
0:04:24	原子力ワラタニでございませ承知いたしました。そのようなところですね数ヶ所あると思いますけれども、見てわかるように補正で記載赤い線等ですね記載したいと思います。以上でございませ。規制庁ノムラです。了解しました。
0:04:41	続いてなんですが1118-20、これ、この今の質問とも絡んでくるんですけど、水平展開で
0:04:49	えーとですね、安全機能のずっと表をちゃんとチェックしてくださいよっていうことなんですが、ちょっと文書そのまま読み上げますけど、建屋構築物の各部位が有する安全機能の一覧と関連図面については、
0:05:05	耐震溢水火災などの影響評価を踏まえた詳細設計になっているかを判断するものです。
0:05:12	それらの申請書に総合があると認可判断はできなくなりますということです。つまり我々としてはですね、この件はかなり重く受けとめているということですよってですね本件については安全機能の一覧と図面関連づけの整合性の確認について、
0:05:30	設工認の品質保証の体系を踏まえてどのように確認したのかですね、例えばマーカーでチェックしましたとかそういうことですね、をですね確認図書図7に確認しましたみたいなことも含めて具体的に説明してくださいということです。
0:05:46	イメージとしてはA4、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:49	何枚かとかいう、一番に挟まれたそのぐらいのイメージです。
0:05:53	いかがでしょうか。
0:05:57	栗野原子力工業ワラタニでございます。こちら前回のですね、いちいち 8 も 17 とか 10 というところでコメントいただきましたとですね、社内でもよくよく確認してございます。
0:06:12	各事象ごとにですね火災とか地震ということで提示を節項に記載してございます図面というのは、設計的には間違っていないで、ただですねその壁の版号を一つ一つ振っていくという段階でですね、
0:06:29	いちいち 8-17 でコメントいただいておりますので壁の番号を振るときの図面というものにですね、2850 のレベルの平面図必要じゃないかと。
0:06:41	ということで確認いたしております。確かにそこにですね図面がないがためにですね、あの設計では見込んでいるのに抽出し損なっている壁というのが御指摘の壁な数ヶ所確認できてございます。
0:06:56	その辺りですね。なぜそういうことになったのか備えてですね、ちょっと書面に取りまとめてですね次回補正でどういうチェックの仕方で、そういうのをなくすかということまで含めて、斜面のほうで御回答させていただけたらと考えてございます。以上です。
0:07:16	規制庁ノムラです補正の内容にこれを含めるかってちょっと何とも言えないところなんですけど、まずコメント回答でいただきたいと思っております。以上です。
0:07:29	Vessel工業ワラタニでございます承知いたしましたの書面でそれから回答のほうですねお送りさせていただきたいと思っております。以上でございます。
0:07:38	規制庁座ですけれども、もう今回あの建物そんなにないので、水平展開といたって確認すべき対象ですね事実確認しなければいけない対象って数そんなに多くないと認識してますので、きちんとどこの現物としてですね何を確認したのかっていうところ
0:07:58	までですねきちんと御説明いただいた上でも全部確認してますっていうところをですね、我々にわかるように説明していただければ結構です。その上で、今言った秤量から入って行って、図に展開してっていうところで、そこにそごがあるとアンダーできないという、
0:08:18	これもその通りなので、投票の方でな修正は補正申請書でしていただくというのはそのようにことだと認識してますのでよろしく願います。私の方から以上です。
0:08:33	原子力工業ワラタニでございます承知いたしましたの書類の送金住民させていただきます。以上でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:41	はい。
0:08:44	期生規制庁の吉村です。私の方から2件、更問になりますけど。
0:08:52	ちょっと確認事項をお伝えします。両方とも前回位の回答でいくと11118-9に該当する、いわゆる
0:09:03	添付1の別表というところで許可の記載と設工認、
0:09:10	がどう対応してるかというページで言いますと2編2434ページ。
0:09:16	に該当する項目なんですけどその層中で2件確認があります。
0:09:21	前回確認させていただいた沼津ナンバーの7-4の許可の7-4に対応する。
0:09:29	建物で波及的影響を考慮すべきものは何かという問いに対して今回
0:09:36	台形廃棄物貯蔵棟第3廃棄物貯蔵棟発電機を発でポンプとずれも今回の建物なんですけど、
0:09:45	これらが波及的影響を考慮する建屋だということです。これはいずれもですね。
0:09:51	多分このヒアリングの中で、例えば一類の緊急遮断弁とか、
0:10:00	隣接スルー3000の建屋とかというところで、波及的影響を考慮した設計をすることによって、
0:10:09	担保できるという説明で回答をもらってますが、
0:10:13	その内容がですね仕様表ロッカー添付書類に私が見た限り反映されてないようなんですけど、
0:10:24	これは許可の要求に対して求める耐震要求ですので、仕様表なり添付書類のほうに波及的影響に対することを適正靴に
0:10:39	反映されてるっていうのは指摘せ示していただければいいんですがなければ確認して反映していただきたいと思います。
0:10:47	これが1点目です。同じく
0:10:51	別表の許可との対応に関しての、前回出と7-2、No.7-2。
0:11:00	に対応するんですけど、これはちょっと記載の表示の仕方だけなんですけど、
0:11:07	いわゆる凡例の中の参画とか四角ですね、これ資格とかひし形の資格なんですけど。
0:11:16	中止の意味合いとして、
0:11:20	次回以降でほぼ移設するものだったら本設するとか、次回以降で適合性を確認を行うという印なんですけどこの
0:11:30	次回以降で言ってることの意味が今回の御回答で、これは申請をした時点を起点に、次回以降で言ってるのは理解できたんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:42	ただこれ読むとですね、今回の申請本震誤字の申請以降というふうにならなくて、読んでしまいますんで。
0:11:50	今、今の時点で次回以降と言うと、後半申請になってしまうんで、これちょっと誤解がないような形で何かちょっと追記するなり、記載の方向考えていただきたいと思います。
0:12:05	以上 2 点です。
0:12:10	原子炉工業ワラタニでございます建物のほうですね。はけて結局考慮した設計ができていますということですね、ご指摘いただきました通り
0:12:22	記載したいと思ってございます。以上でございます。
0:12:26	続きました。原子燃料工業の香川です。2 点目の判例の表現の仕方ですけれども、
0:12:37	本申請を起点にして、
0:12:40	町海溝という表現を改めまして逆に
0:12:46	先行申請でというような形でちょっと表現のほう見直したいと思います。
0:12:53	ヨシムラですわかりましたじゃ適正にちょっと反映して、補正のほうで修正等々をお願いしたいと思います。
0:13:04	はい。
0:13:05	はい。規制庁アリタです。私からの日程が確認事実確認です。一つ目ですが、
0:13:14	第 3 回補正の 1919 ページから 21 ページの加熱炉とあと 1930 から 32 ページの高かった雰囲気可変聾これらの仕様表の記載なんですけど、火災による損傷の防止の欄に過去水防止機構書いてなくて、
0:13:33	警報のところだけ書いているという状況になってますdに多様な施設で 131 ページの連続焼結炉を見ると、こっち側の火災と警報両方に関わる保障措置の記載か過熱防止機構に記載があって、
0:13:49	委員長なんか整理が違うような制度、これの理由を説明してください。
0:13:54	ちょっと二つ目追加なんですけど 2197 ページの
0:14:02	浄水とかの遮断面の配置図なんですけど、具体的に言うたの。
0:14:08	この中に
0:14:11	上のほうに 8060 本と 860-2 番の弁があって、これをさせる中赤い四角はあると思うんですけど。
0:14:22	その四角の中に二つ弁があるんですけど、8060 分 8602 番のそれぞれの説明見るとどう 60 番のほうは 2 行あって、602 番のほうは 1 個ある合計 3 枝、
0:14:37	あると思うんですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:41	この図ってのはあくまでも代替の配置を変えているだけで 86° エルボの 2 基っていうのも 1ヶ所ってことで一つの弁の希望でまとめて書いてるっていう、そういうことでいいんでしょうか。
0:14:54	以上 2 点です。
0:14:59	原子燃料工業カミムラでございます。ご指摘のまず加熱炉小型雰囲気可変炉の核熱防止機構に係る加熱の防止設計のご指摘であると思えますけれども、一応技術基準上の要求としてですね、11 条の 6 項ですね。
0:15:17	が該当するかというところに思えますけれども六甲のほうはですね、あくまで熱的制限値を超えて加熱される恐れがないというようなことを要求してますので、我々のちょっと整理の中ではですね。熱的制限値を今回、事業許可の中で、
0:15:37	合計しているものが連続焼結炉のみになってますので、加熱炉へ小型雰囲気可変炉が変動については該当しないということで整理をさせていただきました。またちょっとご指摘の通りですね、火災の損傷の防止ということで加工事業許可のほうでもですね、爆発の防止の設計の一つとして今回過熱防止機構上げ
0:15:57	出ますので、ちょっと違和感があるということと、また前回ですね、以前のコメントで連続焼結炉のきっかけ検知孔ですかね、の機能でガスの遮断というところで 11 条 7 項 3 項 3 号に該当するのかもしれないかという、ちょっとそういった
0:16:17	御指摘もありましたので、そういったところのコメントとの対応も踏まえまして、今回過熱防止機構につきましても、一応 11 条六甲
0:16:30	いわば該当はしないというところはちょっとお断りを入れさせていただいた上で使用表のほうにはですね同じ設計番号 11 のろくな F1 のところで記載をちょっとさせていただこうかなというふうに対応を考えてございます。
0:16:45	もう一つ、ご指摘いただいています。緊急遮断弁水の緊急遮断弁と主導の閉止弁の 8⑥⑧⑥②でございますけれども、こちらご指摘の通りですね浄水送水用の緊急遮断弁の方は、
0:16:59	今 1ヶ所で 2 基連続で直列でつなぐような形でさらにそれと並んでですね、あの手動の閉止弁を設けるような格好にしております。ちょっと他の図のほうだとですね、浄水送水用の緊急遮断弁からの 1 にこのところ
0:17:18	以降にまとめて書いているというところでちょっと数と記載の文章の数等への表現されてる数はちょっと異なるところがありますので、ちょっとこの辺は適切にちょっと修正をさせていただきたいなと思います。以上でございます。
0:17:36	規制庁アリタです。承知しました。
0:17:43	規制庁ウツミです。まず私からなんですけど、今のアリタさんとのやりとりの中で加過熱防止工の話があったんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:54	第 1 廃棄物貯蔵棟の方にも炉が一つあって、ここの炉は
0:18:03	熱的制限値として登録されてないんですけど、1000 幾らっていうマーク温度が一定でコマの警報設備等のほうに加熱防止法があるという形で、
0:18:11	先ほど出たの小型雰囲気か変動とか魔法かたく控えるかと同じ扱いであったんですけども者の小型振替もとかそこら辺の整理を連続焼結炉と合わせるんだったら廃棄物報道の方の
0:18:26	焼却炉のほうについても同様に対応方をお願いいたします。
0:18:30	またここよろしいでしょうか。
0:18:34	原子燃料工業カミムラでございます。今ご指摘いただきました点、最初でございます。同じようにですね焼結炉のほうも焼却炉ですね、第 1 廃棄物貯蔵棟の焼却炉のほうも熱的制限値を持ちませんけれども、同じような記載として整理をさせていただきたいと思っております。以上です。
0:18:53	はい規制庁ウツミですよろしく申し上げます。ではまず二つ目の私の方からですね後ろのほうの
0:19:01	3584 ページの遮への設計書の説明のところなんですけれども、
0:19:08	大体廃棄物貯蔵棟の中二階の扱いがですねこの記載は、この 11 の記載は全部許可のところと、
0:19:17	同じという形なんですけども
0:19:21	中二階についてどういう扱いでやってるのかっていうのか、これだけはちょっとよく読めないんで、中二階ってどういうふうはこの遮への取り扱い長使ってるんですかっていうのを御説明書に書いといてください。
0:19:33	何でそれ書いといて欲しいかっていうのは 11 時ますと 1507 ページの
0:19:38	廃棄物貯蔵棟の図面ですね図面のほうで注 2 階の壁についても 1 回と同様の形で遮へい用の機能を要する壁とかぶって記載がある、ありますので、
0:19:49	その関係で、中二階でどうしてるんですかっていうところを説明をお願いいたします。いかがでしょうか。
0:19:58	原子燃料工業フジワラでございます。もともとですねちょっとこの第 1 廃棄物貯蔵棟っていうのは 1 回中二階っていうのはですね、廃棄物の保管廃棄する設備がなくてですね。
0:20:15	まあ線源としておりませんでしたので、特にうち壁とかそういったところはまあ遮への考慮として見込んでいませんので、そういったことでモデルを簡略するのでですね 1 回中 2 件も含めてですねも外壁しか見てないので、
0:20:32	記載としてはですね、そのところをちょっと含めているんですけど。省いた形になっておりますので、ご指摘いただいたようにですね、含めているというのを

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	きちっと明記して補正のところですね修正したいと思っております。以上です。
0:20:51	規制庁済みずよろしくお願いします。では続きまして
0:20:57	1133 ページのこれW1 の廃液処理設備の一番最後のところの総能力受水槽ですね、ここを何を適合性の記載なんですけども、今回補正第 3 回の補正第 10 条のところで、
0:21:13	非放射性気体の逆流がこのそもそも非保守的と最後入れているところですけども、あそこの逆流防止放射性廃棄物液体が非放射性のほうに行きませんよというところの措置を記載していただいているんですけども。
0:21:27	これはもう技術基準第 20 条第 2 項のほうの適用性どうしてもですね同様の記載が、
0:21:33	逆流防止の措置っているんじゃないかなと思ってるんですけどもここは 20 条第 2 項のところの適合性として逆流防止しかない理由っていうのは、事業者として今どういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。
0:21:54	経営支援料工業長田です。
0:21:57	第 20 条第 2 項の適合性なんですけども、
0:22:04	例えば総本部非放射性の廃棄物を廃棄付する設備等、
0:22:10	放射性の廃棄物を廃棄する設備が
0:22:13	あるのであれば途中の放射性の液体も途中で時あいうえおのような経路にすると、そういう設計に使うものと考えます。
0:22:23	その上で、20 条第 2 項正しいがTのところに書いてありますように、
0:22:29	放射性の廃棄物に非放射性の廃棄物を導いて廃棄する設備であれば、
0:22:37	非放射性の流体を導くところにその放射線の記載が逆流するおそれがない設計であれば、そういったその区別して設置するようなことには該当しないものと考えています。
0:22:52	今回WHOの注水槽は区別して設置することには該当しない設備と考えてますので、第 20 条第 2 項の適用性施設名は記載はしてはなかったということでもあります。
0:23:08	以上です。
0:23:12	規制庁罪です。
0:23:14	確認ですけども、子育て逆流をそもそもしない設計しているから、
0:23:22	特別、
0:23:24	それでもう 1 回お願いします。
0:23:27	すみません。
0:23:33	原子燃料工業の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:35	カノメでございますただいま先ほどの説明にちょっと補足させていただきますと、今回十条の閉じ込めのところで逆流防止について記載、
0:23:50	を追加したさせていただいた経緯としましては上流のですね、那珂市とかあのシャワーとか、いた設備はですね通常核燃料物質等取り扱いわない。
0:24:04	混入しないように管理する設備でありまして、そういった意味で、そういった流しとかの設備に核燃料物質等が行かないようにするという意味での逆流防止でございました。
0:24:20	20条、
0:24:22	求められています20条の第2号ですね、こちらで求められていることと、
0:24:30	いますと、
0:24:32	いたしました。
0:24:35	公社性
0:24:36	廃棄物の廃棄施設と例えば、
0:24:40	放射性廃棄物以外の廃棄物を
0:24:44	廃棄する施設。
0:24:47	が、
0:24:48	どこある有る場合の要求だと考えておりまして、例えばですね
0:24:54	こちらの放射性廃棄物の廃棄施設で、
0:24:58	我々は建物の外に
0:25:01	液体を一つするときには濃度を確認してから
0:25:08	建屋外に排出することになりますが、例えばそういったあの濃度の確認とかせずに、
0:25:15	没水廃棄物でないものとして、人するような経路がある場合に、こういった逆流防止だとか、区別して設置するといった要求があるのかなと
0:25:29	とらえてございまして
0:25:33	御指摘の流しシャワー等につきましては
0:25:38	そちらの排水はですね、結局は放射性廃棄物の廃棄施設である。
0:25:43	これらの廃液処理設備に合流させて放射性廃棄物として排気いたしますので、ちょっとこちらの第20条の第2号には、
0:25:56	該当しないのかなと。
0:25:58	該当しないと、そういった整理をさせていただきます。以上でございます。
0:26:08	緑化いざ規制庁ウツミですわかりました。とりあえずその考えを一応コメント回答で記載いただいて
0:26:17	第2加工棟のほうの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:18	という所貯留層についても同様だと思うのでそこまわして、どういう考えでそこを してるんですかっていうところを記載お願いいたします。
0:26:28	続けさせていただきますけれども、
0:26:32	1092 ページの 1 病棟W1 県 1-6 の廃棄物貯蔵棟の各科区分一覧のところ ですね。
0:26:43	ここなんですけども。
0:26:51	1492 ページのほうの
0:26:54	ズーツ等W知見の 25 の(1)のほうの
0:26:59	これ 1 回のところの平面図ですけれどもここにはW1 分後に木がありますけれ ども、
0:27:07	ここを平面図の
0:27:11	もうについてこれは 1092 ページだと、部位としては記載されていないけど
0:27:18	というところでちょっとこれ、ここの違いつて、
0:27:23	松川の違いつてどういうふうになっているのかなってというのがちょっとわからな かったんですけど。
0:27:27	これズーツとの扱いの違いつていうご説明いただけますでしょうか。
0:27:34	原子燃料工業ワラタニでございます例えばご質問いただきました件ですね、ま ずいい線量計 12 ページのほう、こちらですね第 1 廃棄物貯蔵棟を
0:27:48	表記と、いうふうにご考えてございまして、許可の上ではですね、こういう防護平 気というものは緊急設備に該当しますと、
0:27:58	いうふうな形で本来その他の加工施設の方で取りまとめているところござい ますけれども、建物本体とその他の加工施設で完全に分けてしまうとですね、 余計わかりにくくなってしまいうことで、建物のほうにもその他の加工施設 ではありますけれども記載していると。
0:28:17	いう整理になってございます。ですので 1190
0:28:22	2 ページのほうにはございませんけれども、先ほどありましてですね、県に表 1 -3、
0:28:29	100 株にですね二重丸ですとかbarですとかそういうものをしてる府この表に はですね、
0:28:37	例えばですね、あの扉にですね、竜巻の荷重に耐える能力はあるけれども飛 来物の直撃があった場合はまた入れないと。ただしそうすぐ前に、防護被害て るので、防護費が飛来物をの障壁になってくれるので大丈夫ですよ、確認 をするためにですね。
0:28:56	資料のほうには防壁を入れてございます。そういう意味でですねちょっと店舗 のほうの表とですね、1190-表でそういう例その他の加工施設研究設備がで

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	すね入ってる入ってないというのは少し違いがあるところでございます。以上でございます。
0:29:16	規制庁というのわかりました。
0:29:19	では続けて
0:29:23	1000
0:29:25	492 ページの、これは安全機能を有する部位の話なんですけどこれはおそらくノムラ項もすでに言っているものと、
0:29:34	関わってくると思うんですけどこれは現状タイトルでは安全機能を有する部位の位置構造ずっと書いてるところ
0:29:42	外壁とか思い外壁とか書いていないので、
0:29:46	そもそもこれてこの図を作るときにどこまで何を書くつもりでつくってるんですかってのがいまいよくわからなかったんですけども、現状のずっともしかして直されるかもしれないんですけども、すでに
0:29:58	何をどこまで書くつもりで作ってるのかっていうのを一応御説明いただいてよろしいでしょうか。
0:30:06	OSL工業ワラタニでございます。ただいまのご質問ありましてですね内壁等に関しましてはその少し前にあります。1487 ページですね、こちらが内壁等の番号外壁と番号を
0:30:23	ほしている図になってございます。これらですねもれなくうち壁外壁抽出した上で、先ほどのカーテンに表 1-3 のシリーズですね、そこそこですね、どういう事象に対してはこの壁が安全機能もちますという整理をした上で、
0:30:41	どの事象にも安全機能を持たない、いわゆる雑壁のようなもんですね。そういうのは抽出されまして、先ほど御指摘いただいた図面のほうでは安全機能がありますよとなったその壁等のもんですね。スペックとしての厚みですとか、そういうこと。
0:30:59	抽出して記載しておりますので安全機能を有する部位の位置構造確保材料厚さという事で安全機能を有さないとなったうち壁に関しては記載はしてないという整理になってございます。以上でございます。
0:31:17	規制庁富澤了解です。
0:31:21	続きますけども、
0:31:27	これ二、三千、
0:31:31	432 ページ。
0:31:33	の
0:31:35	これもしかして昔同じこと言って質問したかもしれないですけど 3132 ページの内部火災の方針書の図に示されている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:44	これまた行きたい活動等の中二階なんですけどもこれと 5471 ページの本文図面の中二階か見た目がかなり違うかなと思ってて、
0:31:54	うまく範囲としては
0:31:58	同じような形に見えるんですけども、三上のちょっと違っても一見すると下側の付近抜きと違ってどう扱ってるのかって扱いが違うんじゃないかっていうふうに見えなくもないんですけど。
0:32:13	ここの違いもですね評価上特に
0:32:18	ちゃんと考慮された上で、要は
0:32:21	本文図面のほうです。
0:32:24	考慮してしっかりやってますよってということかなと思ってのんですけども、ちょっとそこら辺の御説明をお願いしてよろしいでしょうか。
0:32:34	はい。
0:32:34	原子燃料工業のカノメでございます。ただいまご指摘いただいた件率が本文図面で、確かにご指摘の通り、本文図面で何か建物を、ちょっと構造を説明する部分とですね、
0:32:51	3432 ページの基本方針書に載せてる図面は、
0:32:57	ちょっと費、
0:32:58	企業局加工事業変更許可書で評価を行った時のちょっと概略的な図になっております。本文と中学校壁等について、
0:33:14	詳しく説明してる。
0:33:17	ものに対してですね基本方針書の図、許可の図がベースになってございますがこちらどちらかといいますと、火災区域火災区画まあ床面ですね、このユツカ床面をちょっとベースに、
0:33:32	ちょっと表現したようなものになってございます。
0:33:37	来中二階の基本方針書のほうの図の
0:33:42	中二階部分のちょっと途切れてますが南側にご指摘の通り吹き抜け部分ございますが、こちらの負担に存在してる、まあ可燃物につきましてもちゃんと
0:33:55	W火災区画で言いますとW1-1 という格好にする可燃物量を計上して評価してございます。それは許可から変更ない。評価方法になってございます。
0:34:12	従いましてちょっと評価上の概念的なものを表す図とちょっと構造詳しくしたような本文図で見た目はちょっと違っていますが、評価上は問題ないと考えております。以上です。
0:34:30	規制庁詰め数量カリスマちょっと見た目がほかの階と比べるとかなり異なっていたので、金があったんですけどもそこら辺評価上、しっかりと、特に問題ないってことをコメント回答コメント資料でとして回答いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:44	層面続けますけども 1444 ページなんですけども。
0:34:49	ここは
0:34:51	廃棄物貯蔵棟自身の損傷の防止のところで機能持ってる壁を緑色に塗ってますけども、ここで
0:34:58	後ろのほうにある。
0:35:03	各建物とか壁の安全機能持ってるところの資料ですねそこと比べると、地下貯槽ピットのこの ████████ 壁って。
0:35:15	耐震のここに
0:35:17	○がついていたんですけども、kw特にられてなかったんですかこれって、なんでこれ塗られてないのかちょっと御説明お願いいたします。
0:35:26	原子燃料工業ワラタニでございます。この図面のほうですね着色してございますところは基本的に第 1 加工と建物本体といいますか。
0:35:46	主要行名どのところに地震力を負担してもらうことでw不安が第 1 廃棄物等がですね、あの地震に耐えられるかというところで書いてございまして、この地下ピットそのものが第 1 廃棄物水道部地上部分の意味ですね採用した地震力を負担して、
0:36:04	支えているものではないというところで色を塗ってございません。ただですね後ろの表のところで耐震んところ確かに二重丸付してございます。それはですね、通常かかってきます動圧ですとか地震時には炉圧がそこはⅡがまあ少し上昇するわけですけども、
0:36:23	そういうものに対して来損傷しないことを検証しているという意味での丸をつけてございます。
0:36:30	こちらもですねそういう目で見ていただいたときにですね色が載ってない部屋の二重丸がついてるというところですねもう少し審査がしにくいということでしたら、我々としてもこの壁厚壁のところですね。
0:36:46	着色した方が見ていただきやすいのかなと思っておりますので、補正のときには着色を入れさせていただけたらと思います。以上でございます。
0:36:57	規制庁詰めて了解しました。
0:36:59	電話ひと月させていただきますけども、1440
0:37:07	34 ページ以降の先ほどの図面以降のところなんですけどもこれも
0:37:14	後ろの約 2645 ページのまとめのところの資料との整合という意味なんですけども、耐震とか火災とか、遮へいのところのいろんな人抜ける不能の屋上の部分の話っていうのが、
0:37:30	だからちょっと読めないなと思ったんですけども、もししっかり今までのノムラとのやりとりの中で含まれますけれども、ここら辺でなんで屋上がないのかって

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>いうのをちょっと耐震火災遮へいのところちょっと御説明いただければと思います。</p>
0:37:46	<p>名刺の工業ワラタニでございます。最初のほうですね、ノムラさんからいただいたコメント等は合致するところもございますけれども基本ですね、平面通じ区部水等ですね。三次元的に表現すべきものとですね。</p>
0:38:03	<p>特に屋根面に関しましては、断面図等の場合ですね、屋根の厚みとかまず目に出てきますんで、そちらのほうで重点的に表示をさせていただいて、平面図やね。</p>
0:38:19	<p>の屋根面の平面図ですね掲載させていただいても本当にべたっと色塗るだけなので、もうそういうのではなくって立体的に断面図のほうで見ていただけたらと思って屋根が屋根Fの図面がないものをですね、先ほどちょっと説明させていただいたようにですね。</p>
0:38:36	<p>平面図だけで説明し終わるのにわざわざ断面沿い入れないでいれなきゃ屋根が表現できないというような場合はですね、もう屋根面にべたっといろんな塗らせていただいているものもありまして、事象ごとにですね、ちゃんとその安全協会といいますか、安全を</p>
0:38:56	<p>担保してる部分ができるようにという趣旨で値上げがあつたりなかつたりというところになってございます。以上でございます。</p>
0:39:06	<p>規制庁ウツミです。</p>
0:39:09	<p>塗装。</p>
0:39:12	<p>了解しましてそこら辺の記載の仕方は他の建物とあわせていただければいいと思うので、</p>
0:39:18	<p>よろしく願いますというところです。</p>
0:39:22	<p>あとは、</p>
0:39:25	<p>1516 ページ以降の給排気系の系統図なんですけども、プラント以前、</p>
0:39:33	<p>長いとかの方からコメントしたのかと思ってるんですけども、まだダクトとかが繋がっている部分の接続部分については何と繋がってるのか、どこと科医が違う場合は、何かに行っているのか、設備下がってればどんどん設備繋がってるのか。</p>
0:39:49	<p>いうところは網羅的に記載をいただきたいなと思っていて、以前の補正のときにかかなり詳しくなってきたんですけども、一部まだ</p>
0:40:00	<p>ちょっとわかりづらいところがあって、</p>
0:40:02	<p>1517 ページの</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:05	記載とかについては、もう少しわかりやすくできる余地があるのかなと思ってますので、他の建物とかの系統図も同様なんですけども、何がどこに繋がってるのかっていうのが抜けてる部分がありましたし、しっかりと補正のときに、
0:40:23	記載をしていただければと思ってます。私は以上です。
0:40:30	原子燃料工業の上村でございます。今ご指摘いただきました図のところですね、ちょっと先にですね一旦ちょっと我々の記載の整理の仕方、考え方をちょっと御説明させていただきますと、1517 ページのほうの図ですねこちらのほうは接続されている設備が
0:40:48	綺麗な四角のハッチングとかで表現されているというところで、こちらですねもともとこの図の趣旨としましてきた廃棄設備ナンバーツリーの設備及び機器の配置詳細図ということで、今回この接続している装置設備そのものがですねへの気体廃棄設備
0:41:08	バツの構成機器になってございますので、配置図という関係で綺麗な四角いちゃんとした図として記載をさせていただいております。もう一つですねちょっとわかりにくいとおっしゃっているところの図
0:41:24	ドアがおそらく次のページですね 1518 ページの図のほうですね、こちらのほうでは接続している設備が米印一定記載をさせていただいておりますけれども、こちらについてはですね気体廃棄設備以外の設備に接続していると。
0:41:40	ということで、機器配置図と、ちょっとなかなか今度審議しやすいところもありますので簡略化して個目というところで記載をさせていただいております。またちょっと今ご指摘いただいたコメントですね、具体的にどの設備に繋がっているのかが非常にわかりにくいと。
0:41:58	いうご指摘ありましたので、ちょっとさすがに前の 1517 ページのようなちょっと細かい配置図まではちょっとご容赦いただきたいんですけども、個目のところにですね、どの設備に繋がっているかということで、設備の管理番号ですね。
0:42:15	つけさせていただくということで、接続先をもうちょっと明確にさせていただきたいなと思っております。以上です。
0:42:25	規制庁詰め数そうですねそれをお願いしますさんの機会に設備側から見たら、
0:42:31	そうなんですけど、逆国側の機会に繋がっている設備かんがみると、本当に繋がってるんですかっていうのが図面上わかったほうがいいので、そこら辺を明確にさせていただければと思います。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:45	規制庁ノムラでちょっと割り込みますけど、先ほどですね、いくつか前のウツミの質問で 3432 ページの火災区画の話が出てきたと思うんですけど、ちょっとこれ見て思ったんですけどその 2 ページ先の 3434 ページのですね。
0:43:01	発電機ポンプ等の火災区域区画なんですけどこれ先ほどのお話で、
0:43:07	ポンプ等の有価のところも括弧必要があるんですかねという質問なんですもんなんですけど、どうでしょうか。
0:43:19	いや支店旅行業の考えつつ、
0:43:22	ちょっと今、ただいまを確認いたします。
0:43:32	して
0:43:35	失礼いたしました。
0:43:39	安全、434 ページの図かと思うんですがこっちにつきましてもちょっと概念的にですね
0:43:52	まず発電技検沸騰が平屋であること。
0:43:58	発電機とポンプ等々、
0:44:00	二つありますんでそれぞれ
0:44:03	まとめてそれぞれが火災区域区画になっててまとめたものを一つのか正確ととらえて評価してますと言ったようなことを今評価の
0:44:17	堰堤を示しているようなものになって、
0:44:21	おりますので、
0:44:24	詳しい 1 回の同じ 1 階部分の中で、
0:44:29	というかがどうなってるかというところまではこの図では示して最後のほうですね、ノムラですけど、そうじゃなくてさっきお話しした屋外のクーリングと大きいばこの二つの塔の間の隙間とこですね、これのポンプ棟側、火災区域
0:44:49	なってるって話ですよ。そいいう言うかというか、
0:44:53	だからその部分は含めなくていいんですかという質問なんですけど、どうでしょうか。
0:45:04	現車両工業のカノメです。少々お待ちください。
0:45:27	原子燃料工業の風間でございます。ご指摘の件承知いたしました。
0:45:32	補正にて
0:45:35	また別途コメントいただいているところへの回答と整合させる形で図面の修正もしたいと思います。
0:45:41	以上ですはい了解しました。以上です。
0:45:48	規制庁の鈴木です。私のほうから幾つかコメントありますのでまた後日書面で回答いただければと思います。
0:45:56	まず被覆施設ですけれども、使用表全体に係る

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:01	内容として、
0:46:04	一般仕様のその他の構成機器についてなんですけども。
0:46:09	記載する設備機器は①設備本体ではないが、設備の構成や機能の説明に必要な設備機器、②、
0:46:20	設備機器本体に該当するものであっても不正の設備で共用するものと、以前の面談のコメント回答だったと思うんですけども、
0:46:30	このような整理となっていないです。
0:46:33	今後で適合性が不足している事項があった場合は改めて確認をさせていただきますということで質問とかではなくコメントです。これは組み立て施設も同様です。
0:46:49	次ですが
0:46:52	別表 1 の材料一覧ですね、
0:46:55	急がトレイの材質についてなんですけども、これ火災等の確認で必要な燃性難燃性っていうことを確認したいんですけども
0:47:06	この水がトレイの金属製であるという旨を記載していただければと思います。
0:47:13	次エックス線とか試験機ナンバーワンですけど。
0:47:18	これ 608 ページの立面図を見ていただきたいと思いますんですけども。
0:47:25	核的制限値の厚さですね、これが
0:47:30	この図でざっくり表現されてまして、どこかわからないので、明確に示していただければと思いますこれは臨界の確認が必要です。
0:47:42	次ヘリウムリーク試験機ナンバーワンのヘリウムリーク試験部についてです。
0:47:49	482 ページの別表 1 材料一覧のところなんですけども。
0:48:03	前に 481 ページのところの閉じ込めのところに
0:48:13	3003-303033 のヘリウムリーク
0:48:17	試験機ナンバーワントレイ挿入部と共有しているっていう、このトレイ台車のに関する記述があるんですけどこのトレイ台車は 3033 のヘリウムリーク試験聞き取りトレイ挿入部に属している。
0:48:31	経営
0:48:33	整理統合思われるんですけども
0:48:36	482 ページの材料一覧のところに
0:48:42	味噌型トレイ過去トレイ。
0:48:44	台紙おっしゃって記載しているようなんでしょうかっていう
0:48:49	ことです。
0:48:51	続きまして、
0:48:54	燃料棒検査台ナンバーワンの意思常磐部に設置ですこれは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:00	4011 の立ち会い検査、
0:49:03	常磐ナンバーワンの意思常磐部も同様なんですけども
0:49:08	486 ページの別表 1 材料一覧のところ
0:49:15	図面のほうですね、課題の図面 614 ページの
0:49:21	記載してますのが第 1 っていうの材料一覧の何に該当するんでしょうかって、これは地盤ですとか地震とか火災の確認に適合性の確認に必要です。
0:49:34	逆に
0:49:36	614 ページの図面で
0:49:40	別表 1 の柱ですとかアリタどこに該当するのかっていうのが明確になるように
0:49:49	別表 1 のほうに何か記載なり何なり、わかるように記載してくださいということです。
0:49:57	続きまして、
0:49:59	燃料棒搬送設備ナンバーファイブの燃料棒コンベア一部についてなんですけど
0:50:06	500 ページの別表 1 の材料を一覧に
0:50:10	本当機器本体であるほう金曜日について記載してくださいということでこれらの火災等の確認でいきますっていう、
0:50:18	ことです
0:50:21	被覆施設については以上です。これで一旦切りたいと思います。
0:50:28	原燃工のございます。ご指摘の点、書面にて後日回答させていただきまして、人のところについては補正に反映をさせていただきます。以上です。
0:50:38	規制庁の鈴木です。承知しました。次は組み立て施設です。
0:50:46	4000、4 番の組み立て機No.の成人ぐまこれ 4006 番の組み立て来ナンバーツ一の成人義務も同様ですけれども、
0:50:56	648 ページの技術基準に基づく
0:51:02	資料の閉じ込めの機能の脚注 3 点についてなんですけども。
0:51:07	成人部分は
0:51:10	手動で燃料を挿入して燃料組み立てた集合体にくみ上げる加工を行っていないっていうことで脚注さんは該当しないと思われますので、適正に記載していただければと思います。
0:51:24	続きまして 4008 の
0:51:27	縦型常磐ナンバーワンなんですけども、これ 659 ページの別表第 2 です
0:51:33	これ地震ですとか、火災の施工性について必要なのでちょっと確認なんなもののなんですけど
0:51:42	入りとトラスの数が添付図ですね 684 と一致していないと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:48	していないので適正に記載してくださいというふうに
0:51:53	まずのほうは、
0:51:55	正しいのかの表のほうは正しいのかちょっとわかりませんが、適正に記載してくださいということです。
0:52:01	続きまして 4010 番の立ち会い検査常磐ナンバーワンの燃料誤移送分です。
0:52:11	これ 664 ページの血糖第Cですけど、材料一覧です。
0:52:17	強度部材トラス構造、
0:52:20	688 ページの図面にあるプラス高そうですねこの規制がない理由は何ですかということ、これあの地震ですとか、火災等の確認に入ります。
0:52:31	溶接とかポンプ
0:52:34	結合ボルトとかそういうことかと思えます。また、
0:52:38	書面で回答いただければと思えます。
0:52:42	続きまして
0:52:45	2トン天井クレーンナンバーワンで 2.8トンの天井クレーンも同様ですけども、
0:52:51	671 ページの結果を第 1 の材料一覧のところに
0:52:57	691 名 691 ページの立面図に書いてある梁の
0:53:04	別表第 1 の強度部材に記載してくださいと、これは地震、
0:53:09	に関する確認で入りますということ。です。
0:53:12	あと、
0:53:14	692 ページの走行レールなんですけど
0:53:19	以前の面談のコメント回答で走行レールとれる配置その関係についてレール 123 は当座に 1ヶ所ずつあることから、東側と西側のレールを
0:53:31	のぜひしている旨の説明を加えますっていうコメントのでしたけどもそれが加えられていませんということ。です。
0:53:41	続きまして、
0:53:43	燃料棒、運搬台車ナンバーワンです。
0:53:47	675 ページの技術基準に基づく使用の
0:53:52	核燃料物質の臨界防止のところ 1 についてですけども単一ユニットのことです。ね 4 ポツ 1 の F1 について記載してくださいという、
0:54:02	ことです。
0:54:05	組み立て施設について以上です。
0:54:10	原燃工のでございます。ご指摘いただいた点、不適切な記載。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:15	と思われるところもありますので確認した上でコメントについて回答させていただきます。また必要な箇所については補正にて修正の方させていただきます。以上です。
0:54:24	規制庁の鈴木です。承知しました。
0:54:27	続きまして、変更のウツミでございます 31 点よろしいでしょうか。
0:54:33	しません。
0:54:35	燃料棒、運搬台車につきまして今いただきましたコメントは
0:54:41	臨界に係る使用について
0:54:44	4.2-F1 を記載するのであれば 4.1-F1 も、
0:54:51	記載が何かで書いてないんですけども、4.1-F1 って書いた上で場をして注釈どうしてこの項目が該当しないのか、説明させて説明する。
0:55:03	というふうに理解したんですけどもそれでよろしいでしょうか。
0:55:07	規制庁の鈴木です。はい。以前の面談の
0:55:11	コメント回答で臨界のところをセットになってるので単一と複数両方書くっていう整理であったと思いますんで、それらを記載していただければと思います。
0:55:23	原子燃料工業のウツミでございます。運搬台車とこういった書き方をしている設備につきましては事業許可のほうでですね臨界に係る核的制限値ですねこれをそもそも持たせていない設備をこういったような書き方として申請書の中で整理していたんですけども、
0:55:40	今回のコメントを受けまして、4.2-F1 については臨海について一つでも資料があれば、体性新田の方にも
0:55:49	使用が該当しないということを書かせていただきたいと思います。以上です。
0:55:56	規制庁の鈴木です。そうですね今回誤字で
0:56:02	もちろん補正し、申請で
0:56:06	そうですねハイフンになってるとかですとかそれに脚注つけてもらったりですとかのちょっと説明いただいているようなところもあると思いますんで
0:56:19	適切に説明いただければと思います。
0:56:25	原子燃料工業ウツミでございます承知いたしました。
0:56:31	規制庁の鈴木です。続きまして添付書類についてです。
0:56:37	添付書類 1 の
0:56:39	加工事業。
0:56:40	変更許可との対応に関する説明書の
0:56:44	添 1 表 1、
0:56:46	についてですけどそのうち

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:51	343 から 2358 ページの第 4 条の閉じ込めのところのについてなんですけども。
0:57:00	組み立て施設単線で密封した燃料棒取り扱うっていう
0:57:06	ことに関しまして、今第 4 条のところが高イフンっていう記載であると
0:57:14	規則で、
0:57:16	用地がないように読み取れるんですけども。
0:57:22	加工事業変更許可申請書の意匠の安全機能を有する施設の
0:57:29	燃料誤不定期差異のところですからそこによって
0:57:35	閉じ込め機能をいう。維持しているっていう
0:57:38	ことを読み取るっていう理解でよろしいでしょうか。
0:57:44	原燃工のほうでございますご理解の通りでございます。
0:57:49	はい。
0:57:50	規制庁の鈴木です。関連しまして、
0:57:54	添付書類の
0:57:59	加工施設の技術基準に関する規則の提供に関する説明書のところの技術基準規則への適合状況の説明ですが、2743 ページのところですけど
0:58:14	今御説明があった東端すでに一定した燃料を取り扱うっていうことに該当する。
0:58:23	記載はどこでしょうか加工事業変更許可の基線どこですかっていう質問なんですけども
0:58:31	これ今ありましたー安全系を有する施設の表のところ、
0:58:37	に関する記載ということでよろしいでしょうか。
0:58:41	年ごろでございますご理解の通りでございます。現状添付書類 2 のほうにその記載がちょっと抜けておりますので、補正の中でそちらのほうを追記をさせていただきます。以上です。
0:58:51	はい、規制庁の鈴木です。お願いします。
0:58:55	最後に
0:58:58	添付書類 2 のそうですね、今の技術基準規則への適合状況の説明に農地 2792 ページの被水の恐れの有無についてなんですけども。
0:59:12	今組み立て来ナンバーワン組み立て上盤ぶ具体的ナンバーワンの成人業務ではとナンバーツーへの方についてですけれども没水水位が今回配布っていうふうになってるんですけども、これは被水の恐れの有無は、
0:59:30	やはり括弧配管があるのではなくて、なしまたはハイフンではないかって言うことです。ですからよろしいそれでよろしいんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:43	原燃工でございますご指摘の通りでございます。ちょっとbarと書くべきところが正しく欠けていないところでございますので、補正にて修正のほうさせていただきます。以上です。規制庁スズキですこれバーでよろしいですかなとかでなくて、
0:59:59	そう。原燃工でございます場という記載は関係ないところになりますのでバーという形で他の例えば医師常磐部とか、そういう同様のところについてはすべてバーで記載しておりますので、こちらのほうと記載のほうを統一させていただきます。以上です。
1:00:18	規制庁の鈴木です。はい。今
1:00:21	ところに関連しまして
1:00:24	焙焼炉のほうのNo. II - 1、粉末取扱フードですとか、
1:00:31	燃料開発設備のスクラップ処理装置等も同様ですので、水平展開をお願いします。
1:00:40	原燃工でございます承知いたしました。
1:00:44	規制庁の鈴木です。
1:00:48	今からちょっと
1:00:52	確認ですとか御聞いととかその辺の多分についてちょっと
1:00:56	お伝えしたいと思うんですけども。
1:01:00	612 ページの平面図ですけども、
1:01:04	今ヘリウムリーク挿入部店ってますがヘリウムじゃなくてすみませんトレイ挿入部ではないでしょうかってことです。
1:01:17	現行のでございます。
1:01:19	御指摘の通りでございますので、補正のほうで修正させていただきますと、規制庁の鈴木佐藤 613 ページの立面性アイソレ図の範囲、青い枠線の範囲が
1:01:34	①のほうの伊佐見図で示される範囲
1:01:39	異なりませんかっていうことで標記の適正化。
1:01:44	必要でしたらしていただければと思います。
1:01:47	続きまして、493 ページの
1:01:52	商標その他の構成機器のところ为空欄であるんですけど問題ないでしょうかってことで問題があるようでしたら、
1:01:59	標記の適正化をお願いします。
1:02:03	あと 621 ページの立面図のほうですけども、
1:02:08	両脇な向かボルトの位置を示す線と寸法補助線が連続して記載されているんでしょうかっていうことでして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:17	これ自身の方の確認でアンカボルトの位置を特定する必要があると思いますのでまたこれ、
1:02:25	必要でしたら表現を適正化をお願いします。
1:02:29	あと、
1:02:34	507 ページですね
1:02:37	燃料棒搬送設備No.6 の 6 部についてですけど
1:02:42	507 ページの
1:02:44	閉じ込め機能のところですか 508 ページのほうで今日の 1 の材料一覧のところ
1:02:52	この表では溝片トレ
1:02:55	てなって、
1:02:58	添付図 623 ページの④のトレイ形状拡大図のトレイっていうのと
1:03:05	そこがありますので、臨界ですとか閉じ込め火災等の確認のため
1:03:14	評価を適正化していただければと思います溝片トレイとトレイでちょっと
1:03:19	2 種類、そこがありますということです。
1:03:26	被覆施設についてちょっと確認ですとか、
1:03:30	今、以上ですがよろしいでしょうか。
1:03:35	原燃工でございます。ご指摘の点、確認の上、必要に応じて補正のほうで修正の方さしていただきます。以上でございます。はい、規制庁の鈴木です。
1:03:46	次組み立て施設についてですけども。
1:03:53	組み立て来ナンバーワンの組み立て上盤ぶ。
1:03:57	についてです。これは生神宮とかあとナンバーツーも同じなんですけども。
1:04:03	646 ページの一般仕様のその他の構成機器のところに
1:04:09	組み立て治具と同様に許容している人／回転方式についても記載したほうがいいんじゃないでしょうかということにして、これ
1:04:20	表記に減ら疑義があるといいますか、各部門と書かないものがあるとか、ちょっと
1:04:27	整理かわからないんですけども。
1:04:31	表記を適正化。
1:04:33	していただければと思います。
1:04:36	あと、これも単なる誤記なんですけども、657 ページのその他の構成機器のところ
1:04:48	でいうことと後、
1:04:49	684 ページの平面図だんですけど

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:54	共存強度部材である追加トラスの水が他行の先方が消えている箇所がありますよってこれは地盤ですとか、地震火災等の確認にいますので、先方書いていただければと思います。
1:05:08	あと、
1:05:10	684 ページのCC足頭脳に関してなんですけども。
1:05:17	これも、
1:05:18	単なる誤記だなんですけどアンカーボルト施工会社が不明確なのでは中で表せ車線を正しく記載してくださいということでこれらの地震の確認でいきますってことですあと
1:05:31	600 ごめんなさい。
1:05:34	燃料集合体外観検査装置についてですけど端緒と質問なんですけども。
1:05:42	686 ページのbでシーズ。
1:05:46	ですけど、この
1:05:52	四角い先天何を表してるのかなっていうのをちょっと今教えていただければと思います。
1:06:00	原燃工のございます。この四角線は、この同じページの左側のほうに立面図で書いてある本体を構成する梁。
1:06:10	を真上からみたいな形で四角の形になっているものでこちらからこの設備の針が見えているというものでございます。
1:06:20	規制庁の鈴木さんのアンカーボルト配置図でなくてこっちのさらに左の図の
1:06:26	側面図。
1:06:29	上から見た図ってあまりだっということですかね。
1:06:33	ことです。
1:06:35	言語のございますその通りでございます。
1:06:40	規制庁の鈴木です。わかりました。
1:06:43	あと、686 ページ同じページの何かボルト配置図と側面図なんですけど。
1:06:51	最下部のアンカーボルト 2 本の位置が不明確ですということです。これあの地震ですとか地盤で
1:07:00	その確認にいますので、
1:07:03	明確にしていいただければと思います。
1:07:06	最後に
1:07:09	空冷についてなんですけども。
1:07:12	これもまず単なる誤記だと思っんですね 669 ページに寸法のところで共有手当の共用んじゃないでしょうかということ。
1:07:22	です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:23	あと、
1:07:25	691 ページでちょっとこれ教えていただきたいんですけども。
1:07:31	まず
1:07:34	この右上のトロリー落下防止構造拡大図っていうところなんですけど、左右ニーズがあると思うんですけど。
1:07:44	トロリー無右の図の通りで巻き上げ部のところ、
1:07:49	を指している斜めの線があると思うんですけどそこから左側にさらに線が伸びてると思うんですけどそれと
1:07:57	左側の図の通り部巻き上げ部の
1:08:01	1000 ですから、円とか書いてあると思うんですけど、これを
1:08:07	位置関係がちょっとわからないんですけど、これどういうことでしょうか。
1:08:12	原燃工のほうでございます。こちらのほうは、とりわけ右側の図から書いてある生鮮はその左側にある炎上の巻き上げ部の上限側と一致すべきところなんですけれども、ちょっと申し訳ないその図のほう縦軸の位置が少しずれておりますので、
1:08:30	補正のほうで修正の方さしていただきたいと思います。以上です。
1:08:35	規制庁の鈴木です。わかりました。
1:08:39	それは両方のクレーンで同じことですねあと
1:08:45	最後なんですけど。
1:08:50	がた防止構造なんですけども
1:08:55	691 ページでこれ単なる確認なんですけど、691 ページで 693 ページの
1:09:02	ガーダ落下防止、
1:09:05	構造拡大図が全く同一なんですけども。
1:09:10	これ実物も全く同じなんでしょうか。っていう。
1:09:14	確認ですね。
1:09:16	原燃工のでございますが、こちらのガーダの構造については、この両方のクレーン後この字構造でございます。ガーダの字構造なんですけども、低角が違うということで取るについては若干形状が違うものとなっております。ガーダについては同じということです。以上です。
1:09:33	規制庁の鈴木です。はい、承知しました。
1:09:36	私からは以上です。
1:09:46	規制庁のナカノといいます。ちょっと教えて欲しいことがあるんですけども、今手元に
1:09:52	最新の補正のですね 257 ページで見れますかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:04	これをされてるかもしれませんが、燃料工業でございます。257 ページを確認しております。はい。ページ以降に、このサブユニットの位置が示してある図があると思うんですけど、この図の見方がちょっとわからないので簡単に説明してもらってもいいですか。
1:10:23	原子燃料工業のウツミでございます。ですね、257 ページ以降で示させていただいていると別なんですけれども、こちらは臨界の複数ユニットの主要につきまして
1:10:39	使用するでして、
1:10:43	委員会の復水ピットの評価方法といたしまして立体角法というものがあるんですけども、こちらは設備の 8 をですね、設備の配置の位置を測定していきまして、設備ごとの相対的な位置から、その配置がですね核的に安全なものを確認する手法
1:11:00	効果が通り対確保でございます。その中でですね各設備につきまして単一ユニットというものを設定しております、このユニットの
1:11:11	配置というか 1 から評価を行うんですけども、その評価に使うですね、XYZ 逐条の位置を 257 ページ以降に示させていただいております。以上です。ナカノです。例えば
1:11:28	X1 とは位置がゼロの点というのほどこのこと言ってるんですか。
1:11:37	Xa1 とは位置が、
1:11:39	基準点っていうんですが、58Xと贈賄が交わっているところっていうのですかね、これは、
1:11:45	どこのことを言うんですか。
1:11:47	257 ページとかの図においてX軸とY字のほうのページでもいいんですけどはいはい。
1:11:55	このハッチングしてやってかけるといってBと書いたのがそれ本当ユニットの場所ですよ。
1:12:01	塗布AとBっていうのは複数ユニットのサイズですね、水をね。
1:12:05	それがこの壁からは 1 とXaじゃないですよ壁というか、何かこの基準線から、
1:12:11	そうですね。
1:12:12	この交点というのほどこのこと言ってるんですけど、何かその建物の方とかさういうことなんですか。
1:12:17	部屋の隅これちょっと何ですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:19	はい、243 ページを確認いただければと思うんですけども、こちらの図にです ね図は 2Pd 施設の位置(5)、第 2-2 領域の複数似た配置全体図という図 を示しております、
1:12:34	こちらが第 2 加工棟の 1 階平面図になるんですけども、こちらの左済です ね、そこに立体角法における基準点というものを示しております。こちらがです ねX、YA 平面で言いますと、あとゼロの点ですね、この点からの距離というも のを示しております。以上です。
1:12:54	ごめんなさい、どこが基準点がちょっと、この 243 ページの図よくわかんないん ですけど、左下の隅にです ねコメント米印の 2-2(9)とか書いている部分があ ると思います、
1:13:09	なんですけれども、ご確認できますでしょうか。
1:13:21	それと基準点でこれ 1 個しかないってことなんですけど、この説明において、
1:13:27	原子燃料工業の堤でございます。各領域です ね立体角法を行っておりますの が第 2-2 領域と第 2-4 領域なんですけれども、こちらの領域におきまして、 料金一考の基準兼設けております。以上です。
1:13:42	これは 2-2 の(9)のなんかど真ん中ぐらいなんです かこれ基準…。
1:13:53	そういうことになります。はい、ニレコの泉でござい ました通りでございます。
1:13:58	そして、立面図のほうの Z 湾基準センター じゃないですか。
1:14:04	これって何ですか。
1:14:08	原子燃料工業のウツミでございます。それと こちらのです ね Z 湾基準点間 x は 各基準点があるんですけども、
1:14:16	床からの
1:14:18	高さをまあ床からの高さをです ね立体角法では測定する必要があるん ですけども、純粹に床からの高さとし てしまうとです ね、2 加工棟がその床面 のレベルが常に一定というわけでは ありませんで、このためです ね、
1:14:35	建家のです ね壁のあるレベルにあるレベルを相 対的な基準点としておりま して、その基準点からの距離を Z 素案というふうにして おります。
1:14:47	以上でございます。それはど っかを見ればわかるん すかね Z はもうこの高 さです って、ほかの図で、
1:14:55	原子燃料工業の堤でございます。です ね。
1:15:00	現状の申請書のほうでは
1:15:05	記載しているところが記載は して
1:15:08	いないんですけども
1:15:11	評価の際に用いる値として ZOI 基準点を設けているとい うところでござい ます。
1:15:43	原子燃料工業のウツミでござい ます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:46	Z軸上乘ってZ軸上の位置なんですけれども、
1:15:50	XY
1:15:53	それと、
1:15:56	XYZの
1:15:59	セットの原点が、
1:16:02	ちょっとイコール人ゼロの点となっております。以上です。
1:16:08	それとZの基準点も立体角法における表基準点。
1:16:15	要するにユニット2-2の(9)の
1:16:18	何かどっかにあるつちゆうことなんですね。
1:16:22	ユニットと2-2-9の近辺ですね上げれ原子力工業のウツミでございます。その近辺に入って配置しております。
1:16:34	はい、他んだけど大丈夫です。
1:16:54	規制庁詰め数えと一応こちらからの確認事項は以上なんですけども、
1:17:01	トリガから何かございますでしょうか。
1:17:06	はい。
1:17:12	原子力がフジワラでございます。特に、はい。ございません。いただいたコメントにつきましてではですね、回答のほうを準備しましてええと、志免にて回答させていただきたいと思っております。
1:17:28	以上です。
1:17:30	規制庁詰めてローションします。
1:17:33	あとは
1:17:35	コメントじゃないんですけどいろいろコメントを終えて修正することかいろいろ見直すとかあると思っておりますけども、言われたところの設備とかじゃだけじゃなくて、今回申請する設備全部一環的に図面が何か違ったら、
1:17:50	ほかの税務大丈夫かなとか、
1:17:53	前回の今回の補正のときにいっそう見ていただいているんでしょうけども今回の
1:17:58	補正後の面談でもいろいろ決めていっているところなので、そこら辺補正前に一度網羅的見直しいただいて、あまりこちらからも動きがありますよとか言われたいような形で1回の補正出していただければと思いますよろしくお願ひします。
1:18:14	原子燃料工業フジワラでございます。いただいたコメント、指摘事項ですね、すべてほかのところにも反映させてですね、すえ展開いたしまして同様の御指摘をいただかないようにしたいと思っております。
1:18:31	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:33	規制庁詰めずよろしくお願いしますではこれもちまして本日の面談を終了したいと思います。ありがとうございました。
---------	--

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。